

高等学校教育の在り方ワーキンググループの設置について（案）

（令和4年〇月〇日
個別最適な学びと協働的な
学びの一体的な充実に向
けた学校教育の在り方
に関する特別部会決定）

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会運営規則（令和4年2月7日個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会に次の審議組織を設置する。

1 高等学校教育の在り方ワーキンググループ

（所掌事務）

高等学校教育の在り方に関する重要事項を調査審議すること。